

鳥取縣勞動文庫規程

昭和二十二年十月二十八日  
第千八百五十五號 火曜日

本庫ノ大キヲハ國定規程也。▲

◆鳥取縣告示第四百八十九號

助產婦名簿登録事項中次のよう訂正した。

昭和二十二年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 氣高郡日置谷村大字藏内一九五四

現本籍地 同

善田九一

現住所及開業地 同

昭和二十二年九月三十日養子縁組により前姓「前

田」を「磯江」に並に本籍地變更により助產婦名

簿訂正方願出たので同年十月二十五日訂正

大正二年四月十日生

磯

江

美 智 子

◆鳥取縣告示第四百八十八號

鳥取縣勞動文庫規程を次のよう定める。

昭和二十二年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣勞動文庫規程

第一條 本文庫は鳥取縣勞動文庫と稱する。

第二條 本文庫は縣勞政課、各勞政事務所並びに鳥取縣立鳥取公民館に設置する。

第三條 本文庫は主として労働に關する圖書を蒐集保存して、労働關係者の閲覽に供し労働運動の進展に寄與することを目的とする。

第四條 本文庫は設置箇所のそれゝの長が管理する。

第五條 圖書を閲覽しようとする者は、口頭又は書面を以つて其の旨を管理者に申出でなければならぬ。貸與を受けようとする時は、帶出書籍簿（別紙様式）

00439

に記入捺印しなければならない。

第六條 圖書の閲覧、貸與は無料とする。但し圖書を紛失し若しくは損傷せしめた者は、其の時價の全部又は一部を辨償しなければならない。

辨償の額は管理者が決定する。

第七條 圖書の貸與期間は一週間とす。但し期間を超過して貸與を受けんとする者は、豫め管理者の承認を経なければならぬ。

第八條 圖書の貸與を受けた者は之を他に轉貸してはならない。

第九條 この規程に定めたものほか閲覽又は貸與について必要あるときは、管理者に於いて別段の定めをすることが出来る。

## 附 則

この規程は昭和二十二年十月二十八日からこれを施行する

様式  
この規程は昭和二十二年十月二十八日からこれを施行する

- 一、届出人住所、氏名  
東伯郡由良町由良宿二十五九六 遠藤繁義
- 二、品名及び加工費  
品名 煎餅 (甘味入)  
加工費 製品一〇〇匁につき 一八圓〇〇
- 三、原料粉一〇〇匁につき製品九〇匁以上を渡すものとし、甘味等の副資材は受託者持とする。
- 四、この告示後物價統制令第四條による別の額の指定があつたときはこの届出價格は失効する。

昭和二十二年十月二十八日印  
鳥取縣公報 (第三種郵便物認可) 二  
編號二、二年十月二十八日發行

00439